

## 第5章 Q & A

### 1 市・道民税関係

#### Q1. 確定申告と市民税申告の違いとは？

- A 確定申告は、所得税（国税）を納付したり、還付を受けたりするための申告です。市民税申告は、1月1日に住民登録がある市に対して前年の所得について申告するものです。確定申告と異なり、収入が0円の場合でも申告する必要があります。
- ただし、
- ・確定申告をした
  - ・勤め先の事業所で年末調整をした
  - ・誰かの税扶養に入っている
- などの場合は、市民税申告が不要となります。

#### Q2. 遅って申告できる期限は？

- A 次のとおり所得税の税額の変動状況や申告の種類によって、申告先や期限が異なります。

所得税の税額に変動があるか	申告種類	申告先	申告期限
ある	確定申告 (還付申告)	札幌北税務署	申告対象年の翌年1月1日 から5年間
	更正の請求		申告対象年の法定申告期限 から5年間
なし	市民税申告	申告対象年度の 1月1日に居住 していた市町村	法定納期限から5年間

#### Q3. 申告しなかったら何か影響はありますか？

- A 所得（課税）証明書や各福祉関係の助成などは、確定申告・市民税申告の内容が根拠となっているため、申告がされていない状態だと、次に挙げるような様々な手続きに影響が出る場合があります。

- ・国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の算定
- ・子ども医療、ひとり親家庭等医療、重度心身障害者医療、養育医療の助成
- ・児童手当、児童扶養手当、保育料の算定
- ・就学援助費、市営住宅料の算定

このような手続きは、未申告だと正しい判定を受けることができなくなることがあるので、収入が0円であるならその旨の市民税申告が必要となります。

また、市が発行する所得証明書なども申告がされてないと発行されないこともあります。各種手続きが滞ってしまうことがあります。

**Q4. 自分で申告していないのに個人市民税の納税通知書が届いたのですが？**

A 紙と支払者や年金支給者は支払金額の報告を自治体に対して行わなければならないとされています。これらの報告により本人からの申告が無くとも所得額を把握できた方については、税額計算をして納税通知書を送付しています。

**Q5. 税額が昨年と比べて大きく増えたのですが？**

A 昨年と比べて収入金額が増加して所得金額が増えた場合や所得控除額が減った場合は税額が増えます。また、正しい申告がされていないと昨年の税額と比べたときに大きく増額してしまう場合があります。その場合、正しい情報に修正することが可能ですので、お問い合わせください。

**Q6. 令和7年4月1日に札幌市から石狩市に転入しました。現在、札幌市には住んでいませんが、それでも札幌市に住民税を納める必要がありますか？**

A 個人市民税は、その年の1月1日現在住んでいる市町村から前年中の所得に基づき課税されることとなっています。したがって、令和7年1月1日現在、札幌市に住んでいたのであれば、その後石狩市に転入されたとしても、令和7年度の個人市民税は札幌市に納めていただくことになり、石狩市には令和7年度の個人市民税を収める必要はありません。

**Q7. 死亡した家族の住民税は納付しなければなりませんか？**

A 個人市民税は賦課期日（1月1日現在）に石狩市に住所を有する個人に課税されますので、令和7年1月2日以降に納税義務者が死亡した場合は相続人が残りの税額を納付していただく必要があります（相続人代表者指定届の提出が必要となります）。

**Q8. 年金から天引きされていたはずなのになぜ納付書が届いたのですが？**

A 次のような場合は、年金特別徴収が中止になるため、年金から特別徴収できなくなった税額を普通徴収（納付書・口座振替）で納付していただくことになります。

- ① 市・道民税の額に変更があった場合
- ② 介護保険料の年金からの特別徴収が中止された場合
- ③ 石狩市外へ転出した場合
- ④ 死亡した場合 ※Q7をご参照ください

**Q9. 医療費控除により税金が返ってくると聞いたのですが？**

A 紙と年金から所得税が源泉徴収されている場合、医療費控除を申告して再計算することで所得税が軽減され、納めすぎた所得税が還付されることがあります。  
※医療費控除による還付は、所得税の還付であり、医療費の還付ではありません。また、個人市民税については、先に税を納めているものではないため、還付ではありませんが、医療費控除により税額が低くなることがあります。

**Q10. 納税通知書を紛失したのですが、再発行できますか？**

- A 納税通知書の送付を受けた方は、地方税法に基づき賦課処分されたという法的効果が生じます。よって、納税通知書を再発行することは、再度、同じ内容のものを賦課処分することになってしまうため、再発行することはできません（納付をするための納付書だけであれば再発行できます）。
- なお、「所得・課税証明書」を取得することで、所得や課税内容を確認することができます。

**Q11. 給与収入以外に副収入がありましたら、申告は必要ですか？**

- A 年末調整をしていない給与の収入金額や給与所得以外の所得金額について、合計額が20万円を超える場合は確定申告をする必要があります。合計額が20万円以下の場合には、確定申告は不要（申告義務はない）ですが、市民税申告は必要となります。

**Q12. 私の昨年の収入は年金のみだったのですが、申告は必要ですか？**

- A 前年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、それ以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告は必要ありません。公的年金等の支払者から市役所に対し、「公的年金等支払報告書」の提出がありますので、その内容を基に個人市民税の賦課を行っております。
- 申告が必要ない場合でも、所得税の還付が受けられるケースや所得控除を追加することによって個人市民税の計算上、有利になるケースもありますので、ご自身の状況を踏まえ、申告の判断をしてください。

**Q13. 年金から住民税が天引きされているのに、給与からも住民税が天引きされています（または自宅に納付書が届いた）。二重に課税されていませんか？**

- A 公的年金等から天引きされている住民税（個人市民税）は、公的年金等の所得に係る住民税であり、給与からの天引きや自宅に納付書が届いたものについては、公的年金等以外の所得に係る住民税であるため、二重課税ではありません。

※令和7年度税制改正（いわゆる年収の壁への対応）のよくある質問はこちら

<https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/kurashi/zeikin/1004938/1006523.html>

